

環境物品等の調達を促すための方針

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成27年度における環境物品等の調達の推進を促すための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成27年度における調達の目標

平成27年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成27年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ・コピー用紙 | ・印刷用紙（カラー用紙を除く） |
| ・フォーム用紙 | ・印刷用紙（カラー用紙） |
| ・インクジェットカラープリンター
用塗工紙 | ・トイレットペーパー
・ティッシュペーパー |

2 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・シャープペンシル | ・OA フィルター（枠あり） |
| ・シャープペンシル替芯 | ・丸刃式紙裁断機 |
| ・ボールペン | ・カッターナイフ |
| ・マーキングペン | ・カッティングマット |
| ・鉛筆 | ・デスクマット |
| ・スタンプ台 | ・OHP フィルム |
| ・朱肉 | ・絵筆 |
| ・印章セット | ・絵の具 |
| ・印箱 | ・墨汁 |
| ・公印 | ・のり（液状）（補充用を含む。） |
| ・ゴム印 | ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） |
| ・回転ゴム印 | ・のり（固形） |
| ・定規 | ・のり（テープ） |

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・粘着テープ（布粘着） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウェットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド | <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド |
|--|--|

3 オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション | <ul style="list-style-type: none"> ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード |
|--|---|

4 OA機器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- ・コピー機
- ・複合機
- ・拡張性のあるデジタルコピー機
- ・電子計算機
- ・プリンタ
- ・プリンタ複合機
- ・ファクシミリ
- ・スキャナ
- ・磁気ディスク装置

- ・ディスプレイ
- ・シュレッダー
- ・デジタル印刷機
- ・記録用メディア
- ・一次電池又は小形充電式電池
- ・電子式卓上計算機
- ・掛時計
- ・トナーカートリッジ
- ・インクカートリッジ
- ・プロジェクタ

5 移動電話

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- ・携帯電話
- ・PHS

- ・スマートフォン

6 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- ・電気冷蔵庫
- ・電気冷凍庫
- ・電気冷凍冷蔵庫

- ・テレビジョン受信機
- ・電気便座
- ・電子レンジ

7 エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- ・エアコンディショナー
- ・ガスヒートポンプ式冷暖房機

- ・ストーブ

8 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- ・ヒートポンプ式電気給湯器
- ・ガス温水器

- ・石油温水器
- ・ガス調理機器

9 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・蛍光灯照明器具	・蛍光灯ランプ（40形直管蛍光灯）
・LED照明器具	・電球形状のランプ
・LEDを光源とした内照式表示灯	

10 自動車等

一般公用車	27年基準排出ガス基準を満たし、かつ低燃費車を調達予定。
一般公用車以外の自動車	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
E T C対応車載器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
カーナビゲーションシステム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
一般公用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
2サイクルエンジン油	

11 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

・消火器

12 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

・制服	・帽子
・作業服	

13 インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目は、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・カーテン | ・ニードルパンチカーペット |
| ・布製ブラインド | ・毛布 |
| ・金属製ブラインド | ・ふとん |
| ・タフテッドカーペット | ・ベッドフレーム |
| ・タイルカーペット | ・マットレス |
| ・織じゅうたん | |

14 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

- | |
|-------|
| ・作業手袋 |
|-------|

15 その他繊維製品

調達を実施する品目は、調達目標は100%とする。

- | | |
|---------|------|
| ・集会用テント | ・のぼり |
| ・ブルーシート | ・幕 |
| ・防球ネット | ・モップ |
| ・旗 | |

16 設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達の予定はない。
日射調整フィルム	調達の予定はない。

17 防災備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|------------|---------|
| ・ペットボトル飲料水 | ・毛布 |
| ・缶詰 | ・作業手袋 |
| ・アルファ化米 | ・テント |
| ・保存パン | ・ブルーシート |
| ・乾パン | ・一次電池 |

- ・レトルト食品等
- ・栄養調整食品
- ・フリーズドライ食品

- ・非常用携帯燃料
- ・携帯発電機

18 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達目標は100%とする。
自動車専用タイヤ更生	調達目標は100%とする。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
植栽管理	調達目標は100%とする。
清掃	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は100%とする。
引越輸送	調達目標は100%とする。
会議運営	調達目標は100%とする。

Ⅱ 特定調達物品等以外の平成27年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 機構内にグリーン調達のための推進本部を引き続き設ける（別紙）。
- 2 本調達方針は、本部その他の施設を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の環境ラベルの情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 8 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部契約第二課とする。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構グリーン調達推進体制概要図

